

# 産業廃棄物処分業者・産業廃棄物処理施設設置者の皆様へ

～ 改正廃棄物処理法のあらまし ～

## 1 定期検査（法第8条の2の2及び法第15条の2の2関係）

「焼却施設」、「石綿溶融施設」、「PCB 処理施設」及び「最終処分場」の設置者は、使用前検査を受けた日、または最後に定期検査を受けた日から5年3ヶ月以内に、市の検査を受けなければなりません。

また、定期検査を受けようとする者は、あらかじめ、次の内容を記載した申請書を市長に提出しなければなりません。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- ・ 産業廃棄物処理施設の種類
- ・ 許可の年月日及び許可番号

なお、既に使用前検査を受けた施設の設置者は、次表の期間までに初回の定期検査を受検しなければなりません。（※設置許可の取得時期に応じて、受検期限が異なります。）

設置許可の取得時期	初回定期検査の受検期限
～ 平成5年3月31日	平成24年3月31日まで
平成5年4月1日～平成8年3月31日	平成25年3月31日まで
平成8年4月1日～平成10年3月31日	平成26年3月31日まで
平成10年4月1日～平成15年3月31日	平成27年3月31日まで
平成15年4月1日～平成23年3月31日	平成28年3月31日まで

## 2 維持管理情報の公表（法第8条の3、法第9条の3及び法第15条の2の3関係）

「焼却施設」、「石綿溶融施設」、「PCB 処理施設」及び「最終処分場」の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及びその状況に関する情報について、インターネット等による公表が義務付けられます。（過去3年分の情報）

公表の対象となる情報は、法第8条の4等の規定により、施設設置者が記録し、処理施設に備え置かなければならないこととされている事項と同様になります。（ただし、平成9年の法改正以前に許可又は届出をした産業廃棄物処理施設（平成9年の法改正以降に変更許可を受けた場合を除く。）については、施設の維持管理に関する計画の策定が義務付けられていなかったことから、これらの施設の維持管理に関する計画の公表については、適用除外となります。）

また、各月の維持管理情報については、当該月の翌月の末日までに公表しなければなりません。

(1) 焼却施設に係る公表の対象となる情報

- ① 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ② 燃焼室中の燃焼ガスの温度、集じん器に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度及び焼成炉中の温度（ばいじん又は焼却灰を焼成する場合のみ）の測定に関する次の事項
  - ・ 当該測定を行った位置
  - ・ 当該測定の結果が得られた年月日
  - ・ 当該測定の結果
- ③ ばいじんの除去を行った年月日
- ④ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）の測定に関する次の事項
  - ・ 当該測定に係る排ガスを採取した位置
  - ・ 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
  - ・ 当該測定の結果が得られた年月日
  - ・ 当該測定の結果

(2) 最終処分場に係る公表の対象となる情報

- ① 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ② 残余の埋立容量の測定年月日及び測定結果
- ③ 浸透水及び地下水の水質検査に係る次の事項（安定型最終処分場のみ）
  - ・ 浸透水及び地下水の採取年月日
  - ・ 採取場所
  - ・ 水質検査結果の得られた年月日
  - ・ 水質検査の結果
  - ・ 水質の悪化が認められた場合、講じられた生活環境保全上必要な措置の内容
  - ・ 生活環境保全上必要な措置を講じた年月日
- ④ 放流水及び地下水の水質検査に係る次の事項（管理型最終処分場のみ）
  - ・ 放流水及び地下水採取年月日
  - ・ 採取場所
  - ・ 水質検査結果の得られた年月日
  - ・ 水質検査の結果
  - ・ 水質の悪化が認められた場合、講じられた生活環境保全上必要な措置の内容
  - ・ 生活環境保全上必要な措置を講じた年月日
- ⑤ 地下水の水質検査に係る次の事項（遮断型最終処分場のみ）
  - ・ 地下水採取年月日
  - ・ 採取場所
  - ・ 水質検査結果の得られた年月日
  - ・ 水質検査の結果

- ・ 水質の悪化が認められた場合、講じられた生活環境保全上必要な措置の内容
  - ・ 生活環境保全上必要な措置を講じた年月日
- ⑥ 展開検査の各月ごとの実施回数及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の付着又は混入が認められた年月日（安定型最終処分場のみ）
  - ⑦ 擁壁の点検年月日、点検の結果、損壊が認められた場合に講じられた措置内容措置を講じた年月日（安定型最終処分場及び管理型最終処分場のみ）
  - ⑧ 遮水工の点検年月日、点検結果、遮水効果低下が認められた場合に講じられた措置内容及び措置を講じた年月日（管理型最終処分場のみ）
  - ⑨ 調整池の点検年月日、点検結果、損壊が認められた場合に講じられた措置内容及び措置を講じた年月日（管理型最終処分場のみ）
  - ⑩ 浸出水処理設備及び導水管の点検年月日、点検結果、異状が認められた場合に講じられた措置内容及び措置を講じた年月日（管理型最終処分場のみ）
  - ⑪ 外周仕切設備及び内部仕切設備の点検年月日、点検の結果、損壊が認められた場合に講じられた措置の内容及び措置を講じた年月日（遮断型最終処分場のみ）

### **3 廃棄物処理施設における記録の作成（法第 15 条の 2 の 3 関係）**

廃棄物処理施設において事故が発生し、事故時に措置を講じたときには、その講じた措置について、記録を作成し、3 年間（最終処分場にあつては廃止までの間）保管しなければなりません。

### **4 設置者が不在となった最終処分場対策について（法第 8 条の 5 及び法第 15 条の 2 の 4 関係）**

最終処分場の設置者に加え、最終処分場の設置者であった者若しくはその承継人（以下「旧設置者等」という。）が当該最終処分場の維持管理を行う場合、申請により維持管理積立金を取り戻すことができるようになります。

また、市長は、法第 19 条の 7 及び第 19 条の 8 に基づき、自ら生活環境上の支障の除去等の措置を講ずる場合であつて、当該措置が最終処分場の維持管理に係るものである場合には、維持管理積立金を取り戻すことができるようになります。

### **5 熱回収施設設置者認定制度（法第 9 条の 2 の 4 及び法第 15 条の 3 の 3 関係）**

熱回収の機能を有する施設を設置している事業者が、熱回収施設の認定に係る施設及び者の基準に適合している場合には、市長の認定を受けることができます。

なお、熱回収施設の認定は、5 年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、当該認定の効力を失います。

また、認定熱回収施設設置者については、定期検査の受検義務が免除されるとともに、産業廃棄物処理基準のうち、廃棄物の保管数量が、当該熱回収施設の 1 日当たりの処理能力の 14 日分を超えない範囲から 1 日当たりの処理能力の 21 日分を超えない範囲に緩和されます。

(1) 認定に係る施設の技術基準

- ① 熱回収に必要な設備が設けられていること。(熱利用にあつてはボイラー又は熱交換器、発電にあつてはボイラー及び発電機)
- ② 熱回収で得られる熱量を連続的に測定、記録する装置が設けられていること。(熱利用にあつては圧力計、温度計及び流量計、発電にあつては電力計)
- ③ 廃棄物、廃棄物の処理に伴い発生する排ガス等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていることなど、施行規則第4条又は第12条及び第12条の2に規定する廃棄物処理施設の技術上の基準に適合すること。

(2) 認定に係る者の能力基準

当該申請に係る熱回収施設において、10%以上の熱回収率で熱回収を行うことを内容とする事業計画を有し、かつ当該計画を的確かつ継続的に実施するに足る能力を有する者であること。

(※ただし、投入熱量全体の30%を超える範囲で外部燃料を利用するものを除きます。)

**6 マニフェストの保存(法第12条の3第2項関係)**

産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付した事業者は、当該マニフェストの写し(A票)の保存が義務付けられます。また、保存期間はマニフェストの写し(A票)を交付した日から5年間になります。

これにより、すべてのマニフェスト(A票、B2票、D票及びE票)の保存が義務付けられ、その期間は5年間になります。

**7 マニフェスト不交付時における産業廃棄物の引き受け禁止(法第12条の4第2項関係)**

産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないこととなりました。

この規定に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

**8 処理困難通知**

**(法第14条第13項及び第14項並びに法第14条の4第13項及び第14項関係)**

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生したときは、当該事由が発生した日から10日以内に、その旨を書面により、当該委託者へ通知しなければなりません。

また、当該通知は、通知した日から5年間保存しなければなりません。

なお、通知の必要な事由は、次のとおりです。

- ・ 故障及び事故の発生によって、事業の用に供する産業廃棄物処理施設が使用できなくなり、当該施設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したとき
- ・ 事業を廃止したとき
- ・ 産業廃棄物処理施設を休止及び廃止したとき

- ・ 欠格要件に該当したとき
- ・ 最終処分場において埋立が終了したとき
- ・ 行政処分（業務停止命令、改善命令及び許可取消等）を受けたとき

## **9 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し**

**(法第 8 条第 2 項、法第 14 条第 1 項及び第 6 項、法第 14 の 4 第 1 項及び第 6 項並びに**

**法第 15 条第 2 項関係)**

改正会社法の施行に伴い、法人会計に係る計算書類の構成が変更され、従前は貸借対照表及び損益計算書に記載されていた内容の一部が、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されることとなったことから、産業廃棄物処理業等の許可申請に際し、必要となる書類にこれらの書類が追加されます。

## **10 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度**

**(法 14 条第 2 項及び第 7 項並びに第 14 条の 4 第 2 項及び第 7 項関係)**

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業等の許可の更新申請時に、次の基準（以下「優良基準」という。）の適合性審査の申請を行うことができます。この場合には、通常の許可申請時の提出書類に加えて、当該審査に必要な資料を提出しなければなりません。

当該申請者が、優良基準に適合していると認められた場合には、産業廃棄物処理業の許可の有効期間を通常の 5 年から 7 年に延長します。

また、平成 23 年 4 月 1 日時点で現に許可を有している産業廃棄物処理業者については、許可の期限内において、随時、優良基準の適合性審査の申請を行うことができます。（ただし、申請は 1 回に限ります。）

- (1) 過去 5 年間、廃棄物処理法の規定による特定不利益処分を受けていないこと。
- (2) 事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001、エコアクション 21 等の認証制度により認められていること。
- (3) 次に掲げる事項について、申請の際、直前の半年にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により（変更の都度又は 1 年ごとに 1 回）更新していること。
  - ① 会社情報（氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等）
  - ② 許可内容（事業計画の概要等）
  - ③ 施設及び処理の状況（事業の用に供する施設の種類及び数量、産業廃棄物の一連の処理の工程及び工程に係る次の事項）
    - ・ 過去 1 年間の廃棄物の種類ごとの受入量
    - ・ 過去 1 年間の処分量（減量を行った量等を含む。）
    - ・ 過去 1 年間の処分委託先、（個別名称については公表を任意とする。）処分委託先ごとの処分委託量、処分委託先における処分区分及び再生を行う場合にあっては再生品の用途

- ・ 過去 1 年間の売却先（個別名称については公表を任意とする。）、売却先ごとの売却量及び売却品の用途
  - ④ 焼却処分を行っている産業廃棄物処分業者である場合にあっては、直前 1 年間の熱回収の有無及び実績
  - ⑤ 産業廃棄物収集運搬業者である場合にあっては、低公害車の導入状況
  - ⑥ 直前 3 年間分の財務諸表
  - ⑦ 料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法
  - ⑧ 組織体制（社内組織、職務分掌等）
  - ⑨ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度
- (4) 電子マニフェストの利用が可能であること。
- (5) 財務体質の健全性に係る次に掲げる基準に適合していること。
- ① 直前 3 年のうち任意の 1 年における自己資本比率が 10%以上であること
  - ② 直前 3 年の各事業年度における経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額の平均額が零を超えること
  - ③ 法人税、消費税、住民税（県民税及び市民税）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料（最終処分場にあっては維持管理積立金も含む。）を滞納していないこと

## **11 多量排出事業者処理計画**

### **(法第 12 条第 9 項から第 11 項まで及び法第 12 条の 2 第 10 項から第 12 項まで関係)**

- (1) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理実績報告書の様式  
環境省令で新たに定める様式で産業廃棄物処理計画書等を作成することになります。
- (2) 計画書等の記載事項の変更  
計画書にあっては委託する処分、実績報告書にあっては委託した処分の内容について、再生利用、熱回収、処分の別・その主な方法や、認定熱回収施設設置者又は特例優良許可業者（優良基準に適合するとして許可期間の特例を受けた者をいう。）に委託している場合には、その別に記載することになります。
- (3) 報告方法及び公表  
産業廃棄物処理計画書等の市への提出については、電子ファイル(メール又は CD-ROM 等)で行うことができるようになります。  
また、市長は、提出を受けた産業廃棄物処理計画書等をインターネットの利用により公表します。
- (4) 罰則  
計画書及び実績報告書を提出せず、又は虚偽記載をした場合には、20 万円以下の過料に処せられます。

## **12 事業者による処理状況の確認の努力義務（法第 12 条第 7 項及び法第 12 条の 2 第 7 項関係）**

産業廃棄物の処理を委託する事業者に、処理状況の確認の努力義務が課されたため、産業廃棄物処理業者は委託者より産業廃棄物の処理状況の確認を受けることになります。

### **【処理状況の確認とは…】**

例① 委託者が受託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地に確認すること。

例② 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること。

## **13 許可取消に係る欠格要件の見直し（法第 14 条 3 の 2 関係）**

許可取消について、特に悪質な違反の場合を除き、許可を取り消された法人の役員が兼務する他の法人の許可の取消につながることはないように、欠格要件が合理化されます。

## **14 不法投棄等の罰則強化（法第 32 条第 1 項関係）**

法人による不法投棄、不法焼却（未遂を含む）、無許可営業及び許可の不正取得等に係る罰則の上限が、1 億円から 3 億円 に引き上げられます。（※平成 22 年 6 月 8 日より施行）

## **15 施行期日**

平成 23 年 4 月 1 日